

広島市障害者差別解消支援地域協議会（仮称）の設置・運営について

1 趣旨

本市における障害者差別に関する相談等について情報を共有し、障害者差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うネットワークとして、関係者で構成する広島市障害者差別解消支援地域協議会（仮称）（以下「地域協議会」という。）を設置する。

地域協議会では、次のような事項について取り扱うことを想定している。

(1) 複数の機関等によって紛争の防止や解決を図る事案の共有

単一の機関では対応が困難な相談等について、紛争の防止や解決を後押しするための話し合いを持つ。

(2) 関係機関等が対応した相談事例の共有

関係機関等が対応した相談事例に関する情報、紛争の解決や合理的配慮の提供などに結びついた事例、相談を踏まえて実施した調整の内容について共有する。

(3) 障害者差別に関する相談体制の整備

障害者差別に関する相談へ対応することが想定される窓口の洗い出しや、窓口によって聞き取る内容の不整合が生じないようにするための共通の情報記入シートの作成、相談を受けてから事案の解決を目指す際の標準スキームの検討などについて協議する。

(4) 障害者差別の解消に資する取組の共有・分析

合理的配慮の事例を収集し、地域協議会の中で共有するとともに、実施に向けたポイントを評価・分析し、より多くの機関等で良い取組が実践されるような事例集の作成などについて話し合いを持つ。

(5) 構成機関等における斡旋・調整等の様々な取組による紛争解決の後押し

合理的配慮の考え方や過重な負担の判断基準、蓄積・共有した事例等を踏まえて、権限を有する相談機関に解決方法をアドバイスする。

(6) 障害者差別の解消に資する取組の周知・発信や障害特性の理解のための研修・啓発

重点的に実施すべき研修・啓発等の分野や内容を検討するとともに、効果的な周知・発信の在り方などについて協議する。

2 運営方法

(1) 代表者会議

地域協議会の基本的な運営方針の検討のほか、政策提言、研修啓発に関する企画の決定、相談体制の構築や個別の相談事案の進行管理など、地域協議会全体に関する事項を協議する。

あわせて、本市における障害者差別の実態や差別の解消に資する取組に関する情報交換を行い、関係者の共通認識を醸成する。

(2) 実務者会議

代表者会議において共有された検討事項のうち、実務的な意見交換を積み上げる必要があるものを中心に協議する。

- ・ 地域における障害者差別の実態把握や差別の解消に資する取組に関する情報の収集
- ・ 相談窓口による紛争の防止、解決に向けた協議やそれぞれの機関の活動状況の情報交換
- ・ 障害者差別の解消に資する取組の共有・分析
- ・ 障害者差別の解消に資する取組の周知・発信や障害特性の理解のための研修・啓発・発信

3 設置時期

平成28年6月1日（予定）

※ 国は、障害者からの相談に応じ又は紛争の防止や解決を図るための体制について、新たな機関を設置する必要はなく、既存の機関等の活用・充実を図ることも可能としている。

本市の地域協議会については、国が想定している構成機関と広島市障害者施策推進協議会の委員の所属する多くの機関が重複しているため、広島市障害者施策推進協議会を活用し、一部の機関を加える予定であるが、現行の委員の任期が平成28年5月31日までであり、委員の交代も予想されるため、次期委員が就任する平成28年6月1日に合わせて設置する。

4 構成員

国は、市町村における地域協議会を構成する機関として、法務局などの国の機関、障害者団体や家族会などの当事者、校長会や社会福祉協議会、相談支援事業者などの教育・福祉機関、医師会など医療・保健機関、商工会議所や公共交通機関など事業者、法曹関係者及び学識経験者等を想定しており、これに基づき別紙の関係機関等に対して就任依頼を行う。

(1) 人数 32名

(2) 構成機関等 別紙のとおり。

- ア 障害者施策推進協議会委員の中から選任（14名）
- イ その他構成機関（13名）
- ウ 行政（広島市）（5名）

(3) 事務局：障害福祉課

※ 代表者会議、実務者会議の開催に当たっては、必要に応じ関係部署が参加

5 就任依頼時期

3月以降を予定（次期広島市障害者施策推進協議会の委員就任依頼に合わせて依頼する。）